

姶良市帖佐駅周辺デザイン形成まちづくり検討業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「姶良市帖佐駅周辺デザイン形成まちづくり検討業務委託」を実施するにあたり、同業務の契約候補者を選定するために本市が実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

対象地区は、本市の中心部に位置し、公共交通結節点のハブ的役割を担うJR帖佐駅の駅前広場や令和6年5月に開庁した姶良市役所本庁舎などの行政機能のほか金融機関や医療施設等のまとまった立地や大型商業施設であるイオンタウン姶良があり、本市の立地適正化計画では、都市機能誘導区域の都市中心拠点として、本市をけん引する重要な地区として位置付けている。本業務では通路シェルターやモニュメント、情報板や照明施設など、駅前広場や都市計画道路帖佐駅三拾町線を中心とした帖佐駅周辺のエリアデザインについて、専門家のほか地域住民や駅利用者、関係団体等の意見を参考に、居心地がよく歩きたくなるような歩行空間・交流空間のデザイン形成により賑わいと交流を創出し、駅利用者の利便性向上と併せた高質的な都市空間を形成することを目的としたまちづくりの検討を行うものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

姶良市帖佐駅周辺デザイン形成まちづくり検討業務委託

(2) 業務対象区域

姶良市立地適正化計画で位置付けられた都市中心拠点（姶良市役所・帖佐駅周辺）の
都市機能誘導区域

(3) 業務内容

別紙、姶良市帖佐駅周辺デザイン形成まちづくり検討業務委託仕様書のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案に応じて、変更することができる。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

(5) 契約限度額

総額 19,512,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）令和6年度 10,645,000円

令和7年度 8,867,000円

※参考見積書の金額が契約限度額を超過した場合は失格とする。

3 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 選定スケジュール

項目	日程（予定）	備考
実施要領等公開	令和6年6月5日（水）	姶良市ホームページ
質問提出期限	令和6年6月11日（火） 午後5時	電子メール
質問回答	令和6年6月14日（金）	姶良市ホームページ
参加表明書等提出期限	令和6年6月18日（火） 午後5時	持参、郵送（必着）
事前審査結果通知	令和6年6月21日（金）予定	電子メール
企画提案書等提出期限	令和6年7月9日（火） 午後5時	持参、郵送（必着）
プロポーザル審査 (プレゼンテーション)	令和6年7月16日（火）午後	姶良市役所
結果通知	令和6年7月19日（金）予定	郵送にて通知
契約締結	令和6年7月下旬予定	

5 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者が、応募できるものとする。

また、委託契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- (1) 令和6・7年度姶良市一般競争（指名競争）入札参加資格事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (6) 姉良市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成27年姶良市告示第570号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 鹿児島県内に事業所等を有する者であること。
- (8) 平成26年度以降において、地方公共団体発注のまちづくり関連の同種又は類似業務を元請として受託した事実を有する者であること。

(9) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、上記（8）の業務の担当実績を有すること。

6 質問及び回答

質問は、以下のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和6年6月11日（火）午後5時
- (2) 提出先 「16 問い合せ先」に示すとおり
- (3) 提出方法 質問書【様式5】を電子メールで以下のアドレス宛に提出する。
電話及び直接来庁による質問には応じない。
E-Mail : toshi@city.aira.lg.jp
なお、質問書の提出後、メール受信について、電話確認を行うこと。
- (4) 回答方法 令和6年6月14日（金）までに姶良市ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明書等を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和6年6月18日（火）午後5時まで
- (2) 提出場所 「16 問い合せ先」に示すとおり
- (3) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- (4) 提出書類 ① 参加表明書【様式1】
② 同種又は類似業務の実績表【様式2】
③ 業務実施体制【様式3】
- (5) 提出部数 参加表明書1部、②③各11部
- (6) 参加資格の結果通知
提出された参加表明書等により、「5 参加資格」を満たしているかについて審査し、結果を電子メールにより、令和6年6月19日（水）以降に通知する。

8 事前審査（企画提案書の提出者の選定）

- (1) 事前審査は、参加表明書の提出が6者以上の場合のみ実施する。
- (2) 事前審査の実施の有無については、令和6年6月19日（水）以降に「7（6）参加資格の結果通知」に併せて電子メールで通知する。
- (3) 事前審査は「7（4）提出書類」の②、③を用いて実施する。
- (4) 下記の事前審査評価表により審査することとし、同点となった場合は同種又は類似業務の実績等の点数により順位を決定する。その他、選定方法に定めのない事項については、姶良市立地適正化計画改定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の協議により決定する。

■事前審査評価表

評価項目		評価点数
同種又は類似業務の実績（様式2）	同種又は類似業務の実績等	30点
業務実施体制（様式3）	各技術者の資格、同種又は類似業務の実績等	30点
合計		60点

(5) 事前審査の結果は実施した場合のみ、電子メールにて通知する。

結果通知日：令和6年6月21日（金）【予定】

9 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書等は以下のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限 令和6年7月9日（火）午後5時まで

(2) 提出場所 「16 問い合せ先」に示すとおり

(3) 提出方法 持参又は郵送(必着)

(4) 提出書類 ① 企画提案書表紙【様式4】

② 企画提案書【任意様式】

ア 業務に対する実施方針、実施体制及び実績について

イ 現況調査の方法について

ウ デザイン形成の検討について

エ 基本構想の検討について

オ その他、本業務を実施するまでの独自提案

カ 業務工程表（2年間）について

※A4たて、横書き、左側2箇所ホッチキス留めで全12ページ以内（表紙・目次は含まない。）にまとめ、ページ番号を入れること。

※文字フォントは11ポイント以上（図等の説明などは除く。）を基本とする。

※業務工程表（スケジュール）についてはA4よこ又はA3よこ折込も可とするが、A3はA4用紙2ページ分として換算する。

③ 参考見積書【任意様式】

※ 2（5）契約限度額を超えないこと。

※ 令和6年度、令和7年度の金額を明確に分けて記載すること。

※ 金額の詳細内訳を添付すること。

(5) 提出部数 各11部（正本1部、副本10部）

※企画提案書の副本には、会社名等が推測できる表記は一切しないこと。

10 最終審査（プレゼンテーション）

選定委員会の規定に基づき、以下により、参加表明時に提出された書類及び企画提案書

に係るプレゼンテーション及びヒアリングを公開で実施する。

- (1) 実施日 令和6年7月16日(火)午後
- (2) 実施場所 始良市役所本館3階大会議室(始良市宮島町25番地)
- (3) 出席者 3名以内
- (4) 持ち時間 準備5分以内、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度の
計35分程度
- (5) プrezentationの内容

提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、企画提案書の内容の変更や追加は認めない。ただし、パワーポイント等の使用のため編集することは可とする。なお、プレゼンテーションは紙面でも、パソコン等でも構わないが、パソコン等を使用する場合は 説明者側で用意するものとする。(プロジェクト及びスクリーンは始良市で用意する。)

11 最終審査基準

審査の基準及び点数

審査項目	審査事項	審査基準	配点
業務履行	業務工程	2カ年計画が適正で具体的であり、行政側の業務調整を考慮した実施可能なスケジュールとなっているか。	10
	業務体制	管理技術者及び照査技術者等の配置は適切で柔軟に対応可能な体制となっているか。	10
	同種又は類似業務	実績があり、確実な業務の実施が見込めるか。	10
提案内容	仕様書との整合性	仕様書の趣旨に合致した提案がなされているか。	10
	対象区域の理解度	対象区域の特徴、現状、課題などを十分理解した提案となっているか。	20
	現況調査把握	民意の収集、集約を図るアンケートやワークショップ及び関係団体ヒアリング等の手法は適切か。	10
	デザイン形成	賑わいと交流の創出が期待できるデザインコンセプトが提案されているか。	30
	独自提案	本業務の効果を向上させる具体的で独創性のある提案がなされているか。	30
見積額	経済性	配点×(最低提案見積額／見積額) ※小数点以下四捨五入	20
計			150

12 審査結果通知

本業務の契約候補者は、選定委員会の規定に基づき、最終審査の結果の合計点数が最も高い者とする。なお、審査結果は、契約候補者名と次点契約候補者名のみを最終審査に参加した全ての者に通知する。なお、審査に関する異議等は受け付けない。

結果通知日：令和6年7月19日（金）【予定】

※最高点の者が同点で2者以上ある場合は、提案内容の点数が高い事業者を契約候補者に決定する。

その他、選定方法に定めのない事項については、選定委員会の協議により決定する。

13 契約の締結

契約候補者と仕様書及び契約条件等について協議調整の上、原則、参考見積書の額の範囲内で契約を締結する。なお、契約候補者と協議調整が整わない場合は、最終審査の次点者と交渉を行う。

契約締結日：令和6年7月下旬【予定】

14 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提案の提出期限、提出先及び提出方法等に適合しない場合
- (2) 選定委員会委員又は姶良市関係者に本プロポーザルに対する助言を求めた場合
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 実施要領に違反した場合
- (6) 提案に対して不正行為があった場合
- (7) その他、選定委員会が不適格と認めた場合

15 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザルで提出された書類等は、姶良市情報公開条例に基づき公表することがある。
- (4) 企画提案書、参考見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (5) 参加表明書に記載した配置技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、本市の承認を得た上で、同等以上の技術者を配置しなければならない。

16 問い合せ先

〒899-5492 鹿児島県姶良市宮島町 25 番地
姶良市役所 建設部 都市計画課 都市計画係
電話：0995-66-3407（直通）
FAX：0995-66-2370
E-Mail：toshi@city.aira.lg.jp